

大個審答申第 107 号
平成 30 年 3 月 5 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 27 年 3 月 18 日付け大健こ第 749 号及び同日付け大健こ第 751 号により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が平成 26 年 10 月 1 日付け大健こ第 370 号により行った部分開示決定（以下「本件決定 1」という。）及び同月 20 日付け大健こ第 401 号により行った部分開示決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 とあわせて「本件各決定」という。）は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

- (1) 異議申立人は、平成 26 年 9 月 17 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 25 年 7 月 8 日及び 9 日付異議申立人宛措置入院決定に係る全関係書類」の開示を求める開示請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。
- (2) 異議申立人は、平成 26 年 10 月 7 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 25 年 7 月～10 月の異議申立人の措置入院に係り市と〇〇病院との間で授受された全関係書類」の開示を求める開示請求（以下「本件請求 2」といい、本件請求 1 とあわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

(1) 本件決定 1

実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報を「大阪精神科緊急医療システム通報聴取録」、「移送に際してのお知らせ（緊急措置診察、措置入院）」、「精神保健指定医の診察について（依頼 指定医宛）」、「精神保健指定医の診察について（通知 警察宛）」、「精神保健指定医の診察について（通知 家族宛）」、「措置入院の決定のお知らせ（精神保健福祉法第 29 条の 2・第 29 条）」、「措置入院のための移送に関する診察記録票」及び「措置入院に関する診断書（緊急措置診察、本鑑定 1 次診察及び

2次診察)」と特定した上で、「病名（診断名）」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「診察時の特記事項」、「通報者氏名」、「保護者（家族）」、「同乗警察官」、「移送補助者」、「家族の氏名」、「受付職員」、「精神保健指定医の氏名及び所属」、「コーディネーター氏名」、「告知者名」、「移送責任者」、「立会職員氏名」、「搬送職員氏名」を開示しない理由を次のとおり付して条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定 1 を行った。

記

条例第 19 条第 1 号に該当

（説明）

「病名（診断名）」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「診察時の特記事項」の情報については、開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報であるため。

条例第 19 条第 2 号に該当

（説明）

「通報者氏名」、「保護者（家族）」、「同乗警察官」、「移送補助者」、「家族の氏名」の情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人が識別され、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第 19 条第 6 号に該当

（説明）

「受付職員」、「精神保健指定医の氏名及び所属」、「コーディネーター氏名」、「告知者名」、「移送責任者」、「立会職員氏名」、「搬送職員氏名」の情報については本市の機関が行う事務に関する情報であって、個人の評価、診断、判定に係る事務に関し、開示することにより、事務の性質上、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(2) 本件決定 2

実施機関は、本件請求 2 に係る保有個人情報を「措置入院者の入院措置解除通知書」、「措置入院者の症状消退届」、「診療科報酬明細書」、「公費負担者医療受給者別一覧表（連名簿）」と特定した上で、「病名（疾病名）」、「入院以降の病状又は状態想像の経過」、「保護者の氏名、生年月日及び現住所」、「公費負担医療受給一覧表（開示請求者以外）」、「法人の印影」、「精神保健指定医名」、「主治医名」を開示しない理由を次のとおり付して条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定 2 を行った。

記

条例第 19 条第 1 号に該当

(説明)

「病名(傷病名)」、「入院以降の病状又は状態想像の経過」の情報については、開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため。

条例第 19 条第 2 号に該当

(説明)

「保護者の氏名、生年月日及び現住所」、「公費負担医療受給一覧表(開示請求者以外)」の情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人が識別され、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第 19 条第 3 号に該当

(説明)

「法人の印影」の情報については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

条例第 19 条第 6 号に該当

(説明)

「精神保健指定医名」、「主治医名」の情報については、本市の機関が行う事務に関する情報であって、個人の評価、診断、判定に係る事務に関し、開示することにより、事務の性質上、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 26 年 11 月 5 日、本件各決定をそれぞれ不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て(以下「本件各異議申立て」という。)を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、次のとおりである。

1 本件決定 1 について

- (1) 診断書の内容を開示することを求める。
- (2) 7 月 8 日付家族宛通知の家族名を開示することを求める。
- (3) 診断書の内容が開示されないと診断が正しく行われたかどうかは明確にならない。
- (4) 7 月 8 日時点で家族が通知を受けていたかどうかは不明確である。

2 本件決定 2 について

- (1) 病名（傷病名）及び入院以降の病状又は状態想像の経過を開示すること。
- (2) 精神保健指定医名及び主治医名を開示すること。
- (3) 診断及び治療が適切に行なわれたかどうかを判断・確認するため。
- (4) 医院において医師は患者に対して名乗っており伏せる理由がない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

1 本件決定1で非開示とした部分及び理由について

(1) 本件決定1で非開示とした部分

非開示とした部分は次のとおりである。

- ア 大阪市精神科緊急医療システム通報聴取録のうち、「受付職員」、「精神保健指定医の氏名及び所属」、「コーディネーター氏名」、「告知者名」及び「移送責任者」
- イ 大阪市精神科緊急医療システム通報聴取録のうち、「通報者氏名」、「保護者（家族）」、「同乗警察官」及び「移送補助者」
- ウ 大阪市精神科緊急医療システム通報聴取録のうち、「病名（診断名）」
- エ 精神保健指定医の診察について（依頼 指定医宛）のうち、「精神保健指定医の氏名」
- オ 精神保健指定医の診察について（通知 警察宛）のうち、「精神保健指定医の氏名」
- カ 精神保健指定医の診察について（通知 家族宛）のうち、「家族の氏名」
- キ 措置入院のための移送に関する診察記録票のうち、「症状」及び「特記事項等」
- ク 措置入院のための移送に関する診察記録票のうち、「精神保健指定医の氏名」、「立会職員氏名」及び「搬送職員氏名」
- ケ 措置入院に関する診断書のうち「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」及び「診察時の特記事項」
- コ 措置入院に関する診断書のうち、「精神保健指定医の氏名」

(2) 前記(1)のウ、キ及びケの各部分を非開示とした理由

前記(1)のウ、キ及びケの各部分を開示した場合、措置入院に対する本人の不服や病識の欠如から、医師への不信を募らせ医療行為への無用な誤解や反発を生じることとなり、本人に精神的な悪影響を与えることが予想される。これにより、本人の健康を害することに繋がり、異議申立人の生命、身体、健康、生活を害するおそれがあるため条例第19条第1号に該当し、開示しないこととした。

(3) 前記(1)のイ及びカの各部分を非開示とした理由

前記(1)のイ及びカの情報は条例第19条第2号に該当し、異議申立人以外の個人に関する情報であり、異議申立人以外の個人が識別することができ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、開示しないこととした。

(4) 前記(1)のア、エ、オ、ク及びコの各部分を非開示とした理由

前記(1)のア、エ、オ、ク及びコの各部分を開示した場合、措置診察から措置入院に至る一連の措置は、精神障がい者の自傷他害の危険を回避するために実施され、多くは病識に欠ける精神障がい者本人の意思に反して行われるものであるから、本

人の認識と指定医による診断の結果に相違が生じる可能性があり、一般の診察と同様に考えることはできない。この場合、指定医は診察内容を本人等に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる都道府県知事又は指定都市の市長に診断内容を報告するのみにて足りるものである。

これらの情報を開示した場合、一連の措置に対する本人の不満から、指定医や職員（受付職員、コーディネーター、告知者、移送責任者、立会職員、搬送職員）に対して不信感や誤解が生じ、各文書の記載内容の真偽や詳細等を確かめるため、指定医や職員の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、一連の措置に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 19 条第 6 号に該当し、開示しないこととした。

2 本件決定 2 で非開示とした部分及び理由について

(1) 本件決定 2 で非開示とした部分

非開示とした部分は次のとおりである。

ア 「措置入院者の症状消退届」のうち、「病名（傷病名）」及び「入院以降の病状又は状態想像の経過」

イ 「措置入院者の症状消退届」のうち、「保護者の氏名、生年月日及び現住所」

ウ 「措置入院者の症状消退届」のうち、「法人の印影」

エ 「措置入院者の症状消退届」のうち、「精神保健指定医名」及び「主治医名」

オ 「診療報酬明細書」のうち、「病名（傷病名）」

カ 「公費負担者医療受給者別一覧表（連名簿）」のうち、「開示請求者以外の情報」

(2) 前記のア及びオの各部分を非開示とした理由

前記のア及びオの各部分を開示した場合、措置入院に対する本人の認識の相違から、医師への不信を募らせ、医療行為への無用な誤解や反発を生じることとなり、本人に精神的な悪影響を与えることが予想される。これにより、本人の健康を害することに繋がり、条例第 19 条第 1 号に該当し、開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、開示しないこととした。

(3) 前記のイ及びカの各部分を非開示とした理由

前記のイ及びカの各部分を開示した場合、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり、条例第 19 条第 2 号に該当するため、開示しないこととした。

(4) 前記のウの部分を非開示とした理由

前記のウの情報は、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 19 条第 3 号に該当するため、開示しないこととした。

(5) 前記のエの各部分を非開示とした理由

前記のエの各部分を開示した場合、一連の措置診察は、精神障がい者の自傷他害の危険を回避するために実施され、多くは病識に欠ける精神障がい者本人の意思に反して行われるものであるから、本人の認識と指定医による診断の結果に相違が生

じる可能性があり、一般の診察と同様に考えることはできない。

一連の措置入院に対する本人の不満から、指定医に対する不信感や誤解が生じ、指定医の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 19 条第 6 号に該当するため、開示しないこととした。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な権利を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第 19 条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第 19 条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件各請求に係る情報について

(1) 本件各請求に係る情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定する警察官通報に基づき異議申立人の緊急措置診察が行われてから、措置入院が行われ、その後、措置入院が解除されるまでに実施機関が作成又は取得した次の公文書に記録された情報（以下「本件情報」という。）である。

ア 起案文書「精神保健福祉法第 27 条に基づく措置診察（緊急）の実施について」

イ 移送に際してのお知らせ

ウ 精神保健指定医の診察について（依頼 指定医宛）

エ 精神保健指定医の診察について（通知 警察宛）

オ 精神保健指定医の診察について（通知 家族宛）

カ 起案文書「精神保健福祉法第 29 条の 2 に基づく入院措置について」

キ 措置入院決定のお知らせ（法第 29 条、法第 29 条の 2）

ク 措置入院に関する診断書（緊急措置診察、本鑑定 1 次診察及び 2 次診察）

ケ 起案文書「精神保健福祉法第 27 条に基づく措置診察（一次）の実施について」

コ 起案文書「精神保健福祉法第 27 条に基づく措置診察（二次）の実施について」

サ 起案文書「精神保健福祉法第 29 条に基づく入院措置について」

シ 措置入院のための移送に関する診察記録票

ス 大阪精神科緊急医療システム通報聴取録

- セ 措置入院者の入院措置解除通知書
- ソ 措置入院者の症状消退届
- タ 診療報酬明細書
- チ 公費負担者医療受給者別一覧表（連名簿）

(2) 本件情報を当審議会で見分したところ、次の情報から構成されていた。

ア 実施機関が本件各決定において開示すると開示請求者の生命等を害するおそれがあるとした情報

開示請求者に関する「病名（診断名）」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「診察時の特記事項」、「症状」、「特記事項等」及び「入院以降の病状又は状態想像の経過」（以下「本件非開示部分 1」という。）

イ 開示請求者以外の個人に関する情報

「保護者の氏名、続柄、現住所、生年月日、性別及び年齢」、「通報者氏名」、「同乗警察官」、「移送補助者」及び「公費負担者医療受給者別一覧表に記載された開示請求者以外の個人に関する情報」（以下「本件非開示部分 2」という。）

ウ 法人に関する情報

「医療法人の印影」（以下「本件非開示部分 3」という。）

エ 実施機関が本件各決定において開示すると事務事業の適正な遂行に支障があるとした情報

「精神保健指定医の氏名、所属及び署名」、「立会職員氏名」、「搬送職員氏名」、「受付職員」、「コーディネーター氏名」、「告知者名」、「移送責任者」及び「主治医名」（以下「本件非開示部分 4」といい、本件非開示部分 1 から 3 とあわせて「本件各非開示部分」という。）

3 争点

実施機関は、本件情報について、本件非開示部分 1 が条例第 19 条第 1 号に、本件非開示部分 2 が同条第 2 号に、本件非開示部分 3 が同条第 3 号に、本件非開示部分 4 が同条第 6 号に該当することを理由に非開示としたのに対し、異議申立人は、本件各決定を取り消し、本件各非開示部分を開示することを求めている。したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各非開示部分の当該各号該当性である。

4 条例第 19 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号の基本的な考え方について

(1) 条例第 19 条第 1 号の基本的な考え方について

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通常、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるが、当該保有個人情報の性質や開示を受ける本人の状況によっては、開示が必ずしも本人の利益にならないこともあり得ることから、条例第 19 条第 1 号は「開示請求者…の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報」については、開示しないことができると規定している。

例えば、カルテの開示において、インフォームドコンセントの考え方から、相当程度の病状等を開示することが妥当とされるが、患者の精神状態、病状の進行状況

等から、開示が病状の悪化をもたらすことが十分予見される場合もあり得るので、そのような場合は本号に該当すると解される。

(2) 条例第 19 条第 2 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(3) 条例第 19 条第 3 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 3 号本文は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）や事業を営む個人の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等…に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として開示しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等又は事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）が保有する生産技術上又は販売上の情報であつて、開示することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であつて、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は、条例第 19 条第 3 号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

(4) 条例第 19 条第 6 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

5 本件各非開示部分の条例第 19 条各号該当性について

(1) 本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 1 号及び第 6 号該当性について

ア 本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 1 号該当性について

本件非開示部分 1 は、前記 2 (2) アに記載のとおり、措置入院から措置入院解除に至るまでの異議申立人に係る病名や症状等の診断内容に関する情報である。

実施機関は、前記第 4 の 1 (2) のとおり、本件非開示部分 1 を開示した場合、措置入院に対する本人の不服や病識の欠如から、医師への不信を募らせ医療行為への無用な誤解や反発を生じることとなり、本人に精神的な悪影響を与えることが予想されると主張している。

この主張について当審議会が改めて実施機関へ確認したところ、精神保健指定医の専門的見地に立った医療行為は、その対象となる個人の疾病や疾患を回復させ、良好な状態を維持させる目的のもとに継続的に行われるものであるが、その症状は固定するものではないことから、診断内容に関する情報を本人に開示すれば、その内容が本人の認識と異なっているという理由から、本人の心理的反発や抵抗が生ずることが容易に予想され、その結果、精神保健指定医をはじめとする医師への不信感が生じ、治療の難しい精神疾患を継続的に回復させる必要があるにもかかわらず、精神的な悪影響を与えることとなり、本人が必要な治療を放棄するおそれがあるとのことであった。

以上を踏まえると、本件非開示部分 1 を開示した場合、異議申立人と医師との信頼関係を損ねることとなり、継続的な治療が必要にもかかわらず、異議申立人が治療を忌避することとなるという実施機関の説明は十分に首肯でき、異議申立人の病状が悪化する蓋然性があるものと認められる。

したがって、本件非開示部分 1 は条例第 19 条第 1 号に該当すると認められる。

イ 本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 6 号該当性について

本件非開示部分 1 についての実施機関理由説明の際に、実施機関から、本件非開示部分が条例第 19 条第 6 号にも該当すると主張があったため、改めて実施機関に対し本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 6 号該当性について確認したところ、次のとおりであった。

(7) 措置入院は本人の意思と無関係に強制的に精神科病院に入院させることができる制度であることから、その決定に関しては極めて厳格、適正な手続きを経る必要がある。

(4) また、医師は診断書の内容が本人に開示されないことを前提に記載を行っており、事柄の性質上、その内容には本人の認識や意に沿わない情報が多く、措置入院とされた者の多くは、入院の必要性を理解することが困難な上、診断書

の記載内容は本人の意に反することが多くあり、そのような場合本人の認識と診断書の記載内容に相違が生じる可能性がある。

- (ウ) これらを踏まえると、担当医師が開示を前提に診断書を作成しなければならないとなると、担当医師が今後、本人の認識等を考慮するあまり、診断書の記載内容を簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがある。

以上から、当審議会が判断するに、措置入院の可否を判断する上で極めて重要となる診断内容が本人に開示されることとなると、担当医師が今後、本人の感情や反応を考慮して診断書の記載内容を簡略化・定型化することが予想され、精神障がい者の医療及び保護を目的とした措置入院に係る業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

したがって、本件非開示部分 1 は条例第 19 条第 6 号にも該当すると認められる。

- (2) 本件非開示部分 2 の条例第 19 条第 2 号該当性について

本件非開示部分 2 は、前記 2 (2) イに記載のとおり、保護者の氏名や住所等の情報や通報者等の氏名であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 19 条第 2 号本文に該当する。また、その性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

以上により、本件非開示部分 2 は条例第 19 条第 2 号に該当すると認められる。

- (3) 本件非開示部分 3 の条例第 19 条第 3 号該当性について

本件非開示部分 3 は、前記 2 (2) ウに記載のとおり、医療法人の印影であることから、法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。また、一般に法人等の印影については、事業活動を行う上での内部管理に属する事項であり、開示することにより偽造、悪用されるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、印影を開示すると、偽造等のおそれが否定できず、条例第 19 条第 3 号本文に該当する。また、その性質上、同号ただし書にも該当しない。

- (4) 本件非開示部分 4 の条例第 19 条第 6 号該当性について

本件非開示部分 4 は、前記 2 (2) エに記載のとおり、精神保健指定医等の医師の氏名や所属及び措置入院に関する事務に関わった職員の氏名に関する情報である。

実施機関によると、措置診察から措置入院に至る一連の措置は、精神障がい者の自傷他害の危険を回避するために実施され、多くは病識に欠ける精神障がい者本人の意思に反して行われるものであるから、本人の認識と精神保健指定医による診断の結果に相違が生じる可能性があり、一般の診察と同様に考えることはできず、これらの情報を開示した場合、一連の措置に対する本人の不満から、精神保健指定医等の医師や措置入院に関わる職員に対して不信感や誤解が生じ、各文書の記載内容の真偽や詳細等を確かめるため、精神保健指定医や措置入院に関わる職員の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、一連の措置に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

以上を踏まえ、本件非開示部分 4 を開示すると、措置入院に至る事実及び経過に対する本人の認識の相違から、精神保健指定医等や措置入院に関わる職員に対する

不信感や不満が生じるおそれがあり、精神保健指定医等や措置入院に関わる職員の氏名及び所属名を開示することにより、本人の診断書や通報聴取録の記載内容の根拠や詳細等を確かめるため、精神保健指定医等や措置入院に関わる職員の業務に支障を及ぼす行為がなされるなどの事態が想定され、措置入院に係る今後の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

したがって、本件非開示部分4は条例第19条第6号に該当すると認められる。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 川島裕理、委員 重本達哉、委員 小林邦子

(参考) 調査審議の経過 平成26年度諮問受理第200号及び201号

年 月 日	経 過
平成27年3月18日	諮問の受理
平成28年3月30日	実施機関から意見書の収受
平成28年11月8日	調査審議
平成29年12月15日	調査審議（実施機関の陳述）
平成29年2月21日	調査審議
平成29年3月24日	調査審議（異議申立人の口頭意見陳述）
平成29年4月21日	調査審議
平成29年6月1日	調査審議
平成29年6月29日	調査審議
平成29年8月3日	調査審議
平成29年8月30日	調査審議
平成29年9月13日	調査審議
平成30年3月5日	答申